

## 臨時福祉給付金

### 支給要件

**支給対象者**／平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。  
ただし、課税者の扶養となっている場合や生活保護の受給者である場合等は対象となりません。

**支給額**／1人につき6,000円

**基準日**／平成27年1月1日(基準日時点で住民票が寄居町にある方が対象です。)  
一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。なお、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに寄居町にお住まいの方については、寄居町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

## 臨時福祉給付金の問い合わせ・提出先

**申請期間**／8月31日(月)～11月30日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は11月30日の消印有効。

**提出書類**／申請書、本人確認書類等(運転免許証や旅券、健康保険証等の写し)

**申請先**／健康福祉課「臨時福祉給付金」窓口【役場2階中心市街地活性化推進室隣】

☎581・2121 (内線126・127)

8月31日(月)～9月30日(水)までの期間は下記のとおり受付します。

8月31日(月)～9月11日(金)役場5階501会議室 午前9時～午後4時

9月14日(月)～30日(水)役場2階201会議室 午前9時～午後4時

※申請書は8月下旬に町から支給対象世帯に郵送します。

## 給付金の受取方法

給付金は10月以降順次支給します。

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※海外で開設した金融機関口座には振り込めません。また、長期間使用していない口座には振り込めないことがあります。

## ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間等は、各市区町村により異なります。寄居町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

### ●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

○消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。

○引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

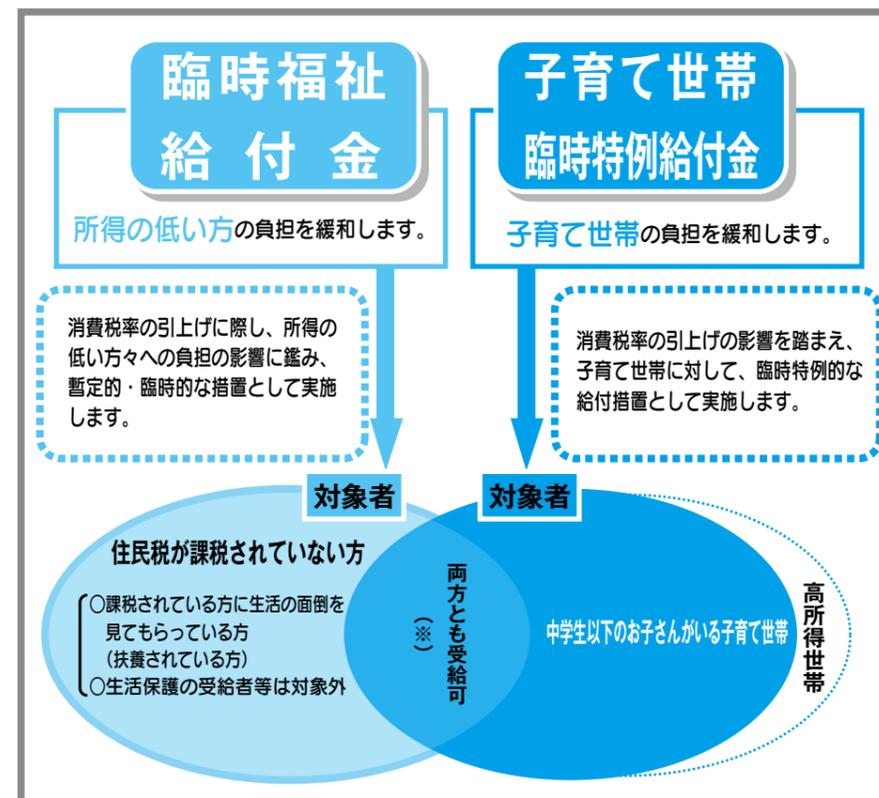
### ●制度に関する問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル **0570・037・192**

みな いいきゅうふ



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。



※平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

平成27年度

# 2つの給付金

子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金  
支給されます

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々や子育て世帯に対して暫定的・臨時的な措置として、平成27年度も「2つの給付金」が支給されます。



## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給要件

**支給対象者**／平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

ただし、特例給付(児童手当の所得制限限度額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。また児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

**対象児童**／支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

**支給額**／対象児童1人につき3,000円

**基準日**／平成27年5月31日

## 子育て世帯臨時特例給付金の問い合わせ・提出先

**申請期間**／8月3日(月)～11月30日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は11月30日必着。

**提出書類**／申請書 ※申請書は8月上旬に町から郵送します(公務員以外)。

**申請先**／子育て支援課 ☎581・2121 (内線133)

平成27年6月分の児童手当を寄居町から受給される方以外でも、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、寄居町で申請を受け付ける場合がありますのでご相談ください。また、公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が寄居町にある方が対象となります。勤務先から申請書の配布等の案内がありますので、そちらもご確認ください。